

【令和6年能登半島地震に伴う雇用保険求職者給付の給付制限の特例】

給付制限の対象の方（退職理由が自己都合など）は、令和6年能登半島地震の激甚災害指定に伴い、給付開始時期が早まります。

令和6年1月1日時点で、当該被災地域に居住している方であって、災害発生前から令和6年12月31日までに離職した方のうち、雇用保険求職者給付の給付制限期間が1か月に短縮される特例措置がありますので、できる限り早くハローワークに来所してください。

① 雇用保険求職者給付の手続がお済みの方

- 激甚災害発生日時点で、給付制限期間が1か月を経過している方は、激甚災害発生日から失業の認定を受けることができます。
- 待期中の方又は給付制限期間が1か月を経過していない方は待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワークから指定された失業認定日（「雇用保険受給資格者証」に記載があります）に関わらず、ハローワークに来所すれば、激甚災害発生日から来所日の前日（待期満了後1か月经過していない方は、1か月经過した日の翌日から来所日の前日）までの分の給付を受けることができます。
- これ以後は、ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

② 今後、雇用保険求職者給付の手続をされる方

- 待期満了後1か月经過後から、失業の認定を受けることができます。
- ハローワーク指定の失業認定日に来所してください。

※ 制度利用に当たっての留意事項

激甚災害発生日時点で、当該被災地域内に居住していた方が対象です。災害発生後、当該地域外に転居した場合も対象になります。

詳細な内容や、お困りのことがあれば、裏面のハローワークや労働局にご相談ください。